

うきは市農業委員会第35回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年1月10日（水）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設に伴う農地転用届について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次
2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子
3番 後藤 一善 10番 家永 学
4番 園田 忠行 11番 尾花 里美
5番 森 和正 12番 堀江 清成
6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘
7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

（農業委員会職員）

局長 高山 靖夫 主事 池田 奈津希

会長 挨拶

局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。

議長 これより規則に基づき会長が議事進行を行います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を 13 番と 14 番委員にお願いします。

議長 それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第 1 号上程)

事務局 (議案第 1 号説明・朗読)

議長 説明が終わりましたので分科会長の意見を求めます。

分科会長 1 月 5 日に分科会において現地調査を行いました。周辺は住宅街でこの状況からしても、問題ないかと思えますご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6 番 この場所は周辺も住宅地で、残された農地は現所有者が自家野菜を作る予定で特に問題はないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第 1 号－ 2 ついて賛成の方の挙手を

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

議長 それでは議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号上程)

事務局 (議案第 2 号説明・朗読)

議長 分科会長の意見をございます。

分科会長 現地調査を行いました。日当たりも問題なく先ほど敷地面積は 1 0 ha ほどあるということです。特に問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 1 番 農地の一部を乾燥室、農業用施設の建設予定となっております。隣地承諾を得ており特に問題ないと思えます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。
1番より事務局の説明を求めます。

(議案第3号-1上程)

事務局

(議案第3号-1説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

9番

申請理由は譲渡人が市外在住で管理できず譲受人はこの農地を10年ほど花やサツマイモなど水田を耕作しております。またその周辺も耕作しておりますので、問題ないかと思えます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということだと許可といたします。

それでは議案第3号-2議案を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第3号-2上程)

事務局

(議案第3号-2説明・朗読)

16番

担当は私ですので説明いたします。譲受人の自宅の近隣の農地に売買があつていと知り購入に至つたようです。下限面積が撤廃されましたので、問題ないと考えております。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということだと許可いたします。

それでは議案第3号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

事務局

(議案第3号-3説明・朗読)

議長

経営に関しては新規就農ということでヒアリングを行つておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長

1月5日の分科会をして会長・事務局・ご夫婦出席の上でヒアリングを行いました。譲受人は就農されて8年ぐらいになるそうです。ご主人は昨年法人を立ち上げております。今回の申請は奥様で申請地はかつお菜を半分作つてあるということで、問題ないかと思えます。主人が規模拡大をしていく中で、この畑を耕作して回していけるのかなと思ひましたが農地を守るといふ方向で見守つてい

こうかなと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 担当委員の意見を求めます。

5 番 奥さんの方が新規就農で単独でやっていくとのこと。一番肝心なのは今後管理していけるかどうかということですが、譲渡人は流動化の申請をされており農業する気持ちは全然ないとのこと。今後きちんと管理して始めていただきたいと思います。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。

それでは議案第 3 号-3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号-4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号-4 上程)

事務局 (議案第 3 号-4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9 番 譲渡人は朝倉市在住で譲受人は申請地の近隣に住んでいて今後家庭菜園をしていきたいということで今回申請されたそうです。ご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号-4 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

(議案第 3 号-5 上程)

事務局 (議案第 3 号-5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10 番 新規就農ということで 12 月 26 日にヒアリングを行いました。農業したいと思う動機につきましては、柑橘類を食べるのが大好きということで、作付け予定を確認したところ、ポンカン・みかん・いちご・イチジク等の作付けの計画をしております。農機具については、刈払機気を持っているとのこと。農業の従事者数は 3 名います。そのうちの一人が山形大学農学部卒業しておりその指導を受けたいと思っているそうです。申請地は現在雑草が生えて管理ができていない状態です。譲受人は小塩に古民家を不動産業者から購入をして、現在準備中で完成予定日から週末に耕作していくそうです。以上です。ご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第3号-5について、賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで許可とします。それでは議案第4号に移ります。
(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り可決することで市長の方へ報告いたします。
それでは報告事項へ行きたいと思います。事務局の説明を求めます。
(報告1・2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印